

平成25年行政事業レビューシート

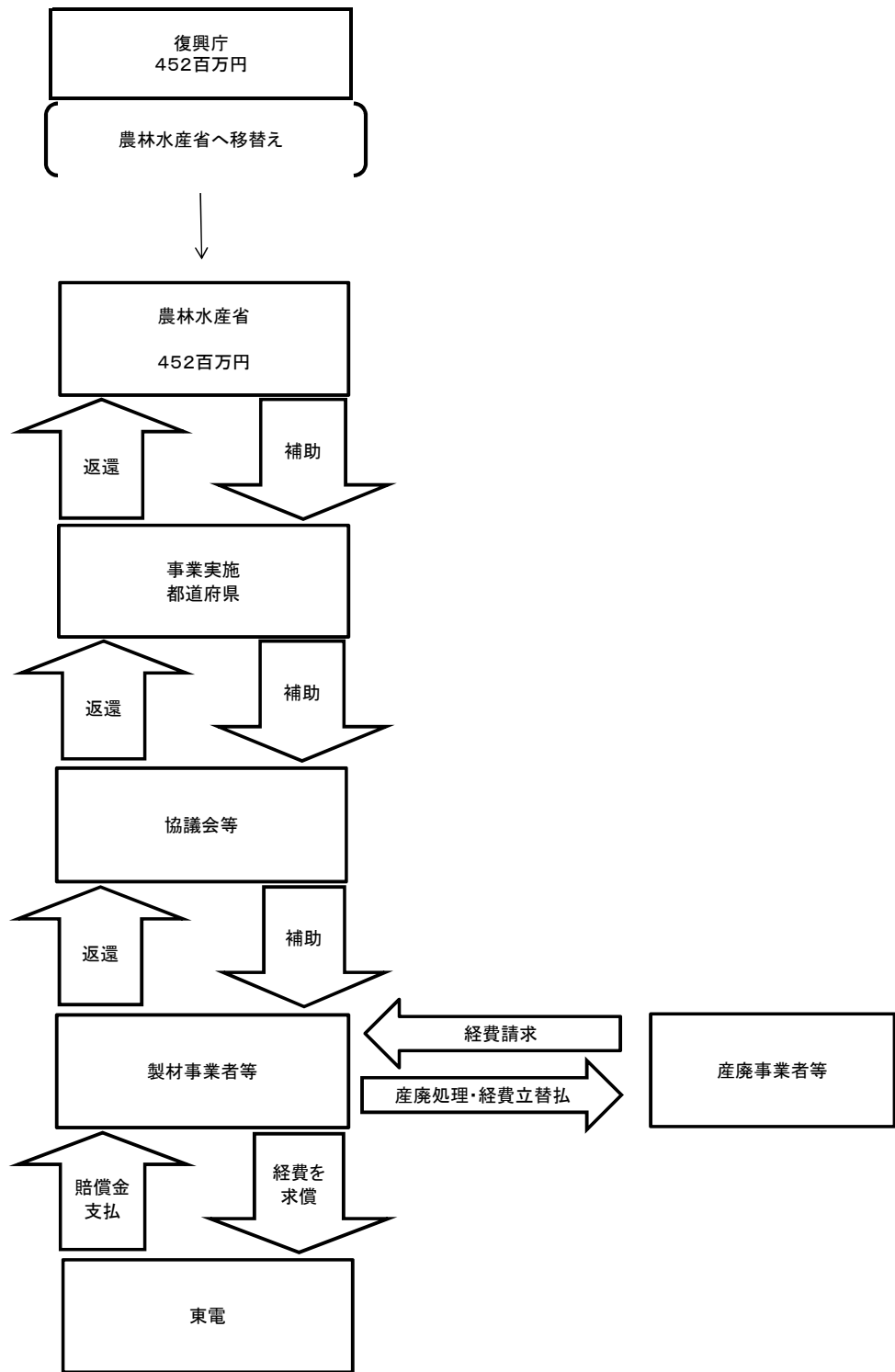
(復興庁)

事業名	放射性物質被害林産物処理支援事業		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成25年度～平成29年度		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災に伴う福島原発の事故により放射性物質が大気中に飛散し、樹皮(パーク)、ほだ木等の林産物から確認されている。これらの大部分は放射性物質を含んだ焼却灰の処理の問題により、福島県及びその近隣県で大量に滞留しており、事業活動に影響が生じているため、当該事業により対策を講じ、林産物の流通を推進させる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、樹皮の圧縮機の設置、一時保管費用、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用等を一時的に支援する。 なお、東京電力から賠償された場合には、国庫へ返納することとする。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算				452	452	
		繰越し等				-		
		計				452	452	
	執行額							
	執行率(%)							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	事業実施県の木材加工工場における丸太取扱量の増加		成果実績	%	-	-	-	145 (H23度基準)
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	製材工場等が抱える放射性物質被害林産物処理量(年6万tの処理)		活動実績 (当初見込み)	t	-	-	-	- (60,000)
単位当たりコスト	-		算出根拠	執行額/活動実績				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	放射性物質被害林産物処理支援事業	452	452					
	計	452	452					

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	事業実施主体となり得る製材工場の木材製品生産時に滞留する樹皮等の処理対策であり、生産される木材製品は、復興住宅資材として供給され、被災地域の復興を間接的に支援するなど、広く国民のニーズにこたえるものとなっている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	製材工場等から日々発生する樹皮等が滞留することによって製材工場等の事業活動に支障が出ないようにするための対策であり、木材産業を所管する林野庁が行う事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	樹皮等が滞留することにより、製材工場等の事業活動の停滞につながり、丸太の取扱量に影響を及ぼすことから、優先度の高い事業となっている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名
点検結果	<p>本事業は、事業実施主体となり得る製材工場等で滞留する樹皮等の処理に係る対策事業である。製材工場から生産される木材製品は復興住宅資材として供給され、被災地域の復興を間接的に支援するなど、広く国民のニーズにこたえるものとなっている。</p> <p>製材工場等から日々発生するパーク等が滞留することによって製材工場等の事業活動に支障が出ないようにするための対策であり、木材産業を所管する林野庁が行う事業である。</p>					
外部有識者の所見						
-						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
放射線物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等に係る費用の支援による林産物の流通確保に向け、引き続き効率的な予算の執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-						
引き続き効率的な予算の執行に努めていく。						
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年		平成23年		平成24年	25新-14	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)



1. 国は事業実施都道府県、協議会等を介して産廃処理等を行う製材事業者等にその経費を補助する。
2. 製材事業者等はその補助金を活用して産廃処理を行いつつ、その経費の求償を東電に行う。
3. 東電から製材事業者等に賠償金が支払われた際は、その経費を協議会、事業実施都道府県を介して国に返還する。